

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2010. 5.10発行(通巻第401号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●大阪泉南アスベスト国賠訴訟 国の責任を認める判決	2
●「医学的資料無し」理由の「じん肺」不支給事案 自庁取消しへ	3
●はつりじん肺訴訟の原告にきく その6	9
●連載 それぞれのアスベスト禍 その4 古川和子	13
●アスベスト報道ダイジェスト 2010年4月	15
●韓国からのニュース	16

大阪泉南アスベスト国賠訴訟 国の責任を認める判決

大阪地裁



5月19日、大阪地裁で行われていた泉南アスベスト国賠裁判が勝訴した。しかし原告29名のうち26名の訴えは認めたが、3名は棄却された。判決内容は、以下の通り。

- 1 元労働者に対してはS35年から責任があるとしてそれ以前に就労が終わった1名は棄却。
- 2 環境暴露の2名に関しては、石綿暴露は認めながらも疾患との関連を認めなかつた。
- 3 近隣曝露の知見確立は1989年とした。
- 4 肺がん患者の喫煙歴がある場合は、賠償額を10%控除した。

判決前の集会では、雨にもかかわらず全国各地から支援団体や個人が駆けつけて裁判所前を埋め尽くしていた。時間が来ると「ウイシャルオーバーカム」の歌声に送られながら原告団が法廷に向かった。午後1時半の開廷から程なくして「勝訴」の垂れ幕を持って裁判所の中から走ってきた。その直後、固唾をのんで待ちうけていた支援者からは万歳の嵐が沸き起つた。その後に行われた報告集会では、初めて国の責任を認めた画期的な判決に対して大きな評価がされた。更に国が控訴を断念するように、原告団は20日から東京入りして要請行動を行う。

(写真提供：今井明)





石綿救済法時効救済

「医学的資料なし」理由の「jin肺」不支給事案 自庁取消し（支給決定）へ

北海道労働局

石綿新法による「時効救済」を求めて申請し不支給とされた「jin肺」死亡について、北海道労働局・札幌中央労基署が不支給決定を見直して、業務上認定する方向を明らかにした。

石綿吹き付け作業に従事し離職後に「呼吸不全、jin肺症」で死亡したAさんの遺族が、札幌中央署に対して、死亡から約20年後に申請したところ、「医学資料がない」ことを理由に不支給とされていたもの。

Aさん遺族が今年1月にアスベストユニオンと中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会北海道支部が共同で行ったアスベスト被害ホットラインに相談して来られたのを受けて、ユニオンと家族の会が北海道労働局に是正を申し入れ、これを受けた局が本省と協議した結果、今回の見直しとなった。

局は近日中に、現存する会社に改めてばく露状況を確認した上で、不支給決定処分について「自庁取消し」として支給決定を行うとみられる。

曝露調査するまでもなく不支給

Aさんは1950年代から70年代にかけて、主として石綿吹き付け作業に従事したのち、1980年代の終わり頃に死亡した。

死亡当時、事情があって家族とはほぼ音信不通の状態であったため、Aさんがいつどういう形で亡くなったかについて家族が知ったのは、今から3年前のことだった。

「アスベストのせいで死んだのでは」という親族の勧めで、遺族として石綿新法での特別遺族給付金の請求をすることにした。

請求にあたって法務局から入手した死亡

2010年(平成22年)1月28日 北海道新聞

アスベスト被害 無料相談会開催		3月、札幌で
(石綿)被害者を掘り起さうと、電話や面接によるアスベスト被災無料相談会が30日午前10時から午後5時まで、札幌市中央区北12西18の北海道鉄道会館で開かれる。		道内のアスベスト被害者によるアスベスト被害無料相談会が30日午前10時から午後5時まで、札幌市中央区北12西18の北海道鉄道会館で開かれる。
主催。同ユニオンが 北海道支部(札幌)の ベスト関連産業分会 と、中皮腫・アスベス ト疾患患者と家族の会 (全造船機械労組アス ベストユニオン)		アスベストによる健康被害は、多く見積もっても被害者の半数程度。さらに地域間で差があり、埋もれている被害者は多いといふ。
主催。同ユニオンが 北海道支部(札幌)の ベスト関連産業分会 と、中皮腫・アスベス ト疾患患者と家族の会 (全造船機械労組アス ベストユニオン)	相談は、患者と家族の会のスタッフや医療関係者、労組関係者らが応じる。相談電話はフリーダイヤル0120・631・202。	相談は、患者と家族の会のスタッフや医療関係者、労組関係者らが応じる。相談電話はフリーダイヤル0120・631・202。
直接相談は当日直接会場へ。		直接相談は当日直接会場へ。

期大会を開くに合わせて実施する。

届に記載されていた「死亡の原因」は「呼吸不全、塵肺症」だった。

そして、請求から3ヶ月足らずで不支給決定通知書が届いた。

通知書には「傷病について、石綿による疾患に関する医学的事項が確認できず死亡原因と業務との相当因果関係が認められないため」と不支給理由が書かれていた。

労基署の説明は「死亡した病院に問い合わせたところ、カルテを含め一切資料が残っていないかったため、不支給とした」というものだった。

なすすべなしと考えた遺族は審査請求もしなかった。

それから1年半。

知り合いから札幌で電話相談があるそうだから相談してみてはどうかと勧められた。

そして今年1月30日、相談電話のあとで会場に来られた遺族にことの顛末を直接聞くことになったのだが、どうも担当した労基署の判断に間違いがあるので、審査請求の時効(60日間)はとっくに過ぎているが、とにかく是正を申し入れようということになつた。

それに先だって、不支給決定にかかる労基署の資料を個人情報保護法に基づいて入手した。

そこには、労基署の結論として「・・・本傷病については、医学的事項が確認できないため、石綿の暴露調査をするまでもなく、業務との因果関係が認められないため、本件、不支給と決定することとしたい」と記載されていた。

運用上の明かな誤り

そこで、以下のような内容の申し入れを北海道労働局長宛送付した。

* * * * *

・・・・・開示記録及び不支給決定通知書によれば、不支給決定の理由は「傷病について、石綿による疾患に関する医学的事項が確認できないため、死亡原因と業務との相当因果関係が認められないため」とされています。

ところで、救済法の運用については、基発第0317003号、基発第0317010号に定められています。

まず、基発第0317003号は「1 法の趣旨等」に、

「・・・この法に基づく救済措置は、労災保険法等による救済の対象とならない者に対する救済給付の支給と死亡した労働者の遺族で労災保険法の遺族補償給付を受ける権利が時効により消滅した者に対する特別遺族給付金の創設の2つからなっている。後者については、石綿による疾患は長期の潜伏期間があり、石綿と疾患の関連性に本人も気付きにくく、専門的な知識を持った医師が少ないという事情から、本人又はその遺族が労災保険法による保険給付を請求したときは既に消滅時効にかかるといつた場合があることから、特に救済することとし、新たに特別遺族給付金を支給することとしたものである。」
と記されています。

対象疾患として、労災保険法上の対象疾患と同じとされます。(本件請求にかかる「塵肺症」は、形式的には疾病名としては同一ではありませんが、本件請求においては明かな石綿職歴が相当年数あるところから、対象疾患に該当する可能性がきわめて大き

いということができます。)

また、「4 特別遺族年金」「5 特別遺族一時金」の記述から、BさんとCさんが特別遺族一時金の対象者であることになります。

Aさんの場合、○×労基署から死亡診断書を作成した〇〇病院への照会と回答に基づいて、同病院には医療記録が残存しないとされました。この一事をもって不支給とされたわけですが、この取り扱いには大きな問題がありました。

基発第0317010号は、上記に引用しました基発第0317003号記載の「1 法の趣旨等」に則って、基発第0209001号に規定された石綿疾病的認定基準を救済法運用の中で利用する際の留意事項を記載したものです。具体的には、基発第0209001号の「記の第3」の読み替えを指示したものです。

基発第0317010号には、次のように記載されています。

「1 疾病の特定について

石綿による疾病については、その診断が困難なものであるため、業務上外の判断に当たって、診療録を始めとする各種の医学的資料により疾病を特定することを要するものである。

しかしながら、特別遺族給付金については、その根拠法である石綿による健康被害の救済に関する法律の目的が、石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、迅速な救済を図ることとされていること、また、特別遺族給付金の支給が平成13年3月26日以前に死亡した労働者等に係るものとなるため、確認を要することとなる医学的資料の収集が大幅に制限されざるを得ないことから、過去の確定診断手法の実状等も考慮し、疾病の特定については、特別遺族給付金の支給請求書に添付された死亡診断書等の記載事項証明書等の記載内容により

判断すれば足りるものとすること。」

本件請求に関して、特に重要なのは下線の部分です。

直接死因は、「呼吸不全、塵肺症」ですから、通常労災認定実務においては、まず「塵肺症」という診断に疑義はないのか、ということが問題になりますが、この点については上記「疾病の特定については、特別遺族給付金の支給請求書に添付された死亡診断書等の記載事項証明書等の記載内容により判断すれば足りるものとすること」に則って、本件請求に対しては「塵肺症」に罹患し、「塵肺症」で死亡したことを前提事実として、認定実務を進めるということになります。

ところが、原処分庁は「医学的資料が確認できないため」ということを唯一の理由に不支給としました。(細かく考えますと、「医学的資料が確認できないため」ということの意味が、「塵肺症であることの確認ができない」ということなのか、「塵肺症だとしても、それで死亡したことが確認できない」ということなのか、「塵肺症で死んだとしても塵肺症が石綿肺だったかどうかが確認できない」ということなのかがこの不支給理由では判然としません。開示記録をみても同様です。)

上記の通り、基発第0317010号に則つて、本件請求については「塵肺症による死亡」であることを、これを前提として認定実務を進めるべきですから、原処分庁の本来のあるべき認定実務は、その先の検討を十分おこなわなければなりませんでした。しかし、それをしないまま不支給処分をしてしまいましたので、これは、明かに行政通達を無視した(つまりは、救済法の趣旨を無視した)誤った認定実務でした。

そして、本来進めるべき認定実務は、次のようになります。

死亡診断書に塵肺症による死亡であるこ

とが明記されていますので、次に問題となるのは「塵肺症」の原因粉じんは「石綿」であったのかどうかということになります。そして、この点は、塵肺症を発症し、死亡したとすると、本件請求の場合は、石綿肺であった可能性が非常に高いことが一目瞭然です。つまり、

- ・典型的な石綿曝露作業である石綿製品を直接取り扱う保温、吹き付け作業が通算で20年以上に及ぶこと。
- ・同僚の多数が石綿肺をはじめとする石綿疾病に罹患し、死亡している事実があること。

が明かだからです。

後者の事実については、原処分庁は、Aさんが所属した会社の少なからぬ労災事案を所轄していますし、外部の人間でも厚生労働省の労災認定事業場に関する開示情報をみれば容易に知ることができます。

以上から、本件請求の死亡原因と成った「塵肺症」は、「石綿肺」である可能性が非常に高いと判断して矛盾はありません。

上記の基発第0317003、0317010号の記載内容が予想したように、医学的資料が欠落あるいは決定的に不足している場合の認定実務については、救済法施行以降、労働行政内部でかなり問題になりました。

たとえば、平成18年10月3日付「石綿による疾病事案の事務処理に関する質疑応答集」臨時全国労災補償課長会議の中に、肺がんの場合について次のように記載されています。

「1-5 特別遺族給付金に係る肺がん事案で、診療録等の医証が全くない場合の取扱いはどういうにすればよいか。(特別遺族)
(答)

肺がんについては、石綿以外の原因、特に喫煙との関係が大きい疾病であることから、

石綿が原因であるというためには、石綿ばく露したことと示す石綿肺や胸膜plaerなどの医学的所見が必要である。したがって、肺がん事案で、石綿肺所見(じん肺管理区分決定に係る情報を含む)がなく、また、医療機関に診療録等の医証が全くない場合は、石綿ばく露したことと示す医学的所見の存在が確認できないことから、不支給決定を行うことになる。

なお、過去に同一事業場で、同一時期に同一作業に従事した同僚労働者が労災認定されている場合や、相当高濃度の石綿ばく露作業が認められる場合には、本省あて相談されたい。」

このような取り扱いは、肺がんだけではなく、石綿肺にも該当すると考えるのが自然です。

しかし、原処分庁が本省協議に付した形跡はありません。

この質疑応答集は平成18年10月3日付ですし、基発第0317003、0317010号は平成18年3月17日付ですので、原処分庁は、これらの指示や意味を踏まながら、調査・決定を行うことが求められていました。

しかし、原処分庁は「医学的資料がない」ことだけを理由に不支給決定をしました。これは、本来の認定実務過程を逸脱した、誤った取り扱い、判断ですから、改めて、調査し、判断をやり直すべきなのです。

(「石綿の暴露調査をするまでもなく」との実地調査復命書添付資料の記載(開示資料)からわかりますが、一切の曝露歴調査を行っていません。あるべき認定実務を逸脱したことによる時日の経過によって、調査の困難性をまたしても増してしまったことが懸念されます。)

本件請求に対しては不支給決定処分が行われ、請求人は審査請求をしませんでした

が、これは、これまで述べてきたような、原処分庁の認定実務上の誤りを知るべくもない請求人が、「医学的資料がなければ制度はどうしようもない」という誤った説明、理由を原処分庁担当者から聞かされて、審査請求を諦めたに過ぎません。

貴職におかれましては、救済法の趣旨と正しい認定実務に則って、本件請求について再調査され、すみやかに自庁取り消し、支給決定を行われるよう切にお願い申し上げます。

* * * * *

「資料なし」不支給事案の見直しを

申し入れ後、しばらくして北海道労働局から見直しの意向であるとの連絡があった。

これを受け5月18日北海道労働局で、補償課長らと遺族、ユニオン、家族の会が話し合いをもつた。

席上、局側は、今回の不支給決定には瑕疵（かし）があった、申し訳ないと謝罪、早急

表1 石綿救済法に基づく特別遺族給付金に係る請求・決定状況

疾病	区分	2006年度	2007年度	2008年度	計
肺がん	決定件数	564	84	103	751
	うち支給決定件数	272	49	65	386
中皮腫	決定件数	633	54	52	739
	うち支給決定件数	570	46	47	663
石綿肺	決定件数	47	4	8	59
	うち支給決定件数	44	4	8	56
びまん性 胸膜肥厚	決定件数	0	0	1	1
	うち支給決定件数	0	0	1	1
計	請求件数	1454	113	256	1823
	決定件数	1244 (124)	142 (17)	164 (32)	1550 (173)
	うち支給決定件数	886	99	121	1106

注1 決定件数は当該年度に請求された者に限るものではない。（ ）は対象疾病でないことから不支給決定したもので、決定件数の外数である。

注2 2006年度については、2006年3月27日から2007年3月末日までの件

注3 請求時には疾病名は記載しないため、疾病別の請求件数は不明で

に追加の曝露確認調査を行い、是正すると表明した。

ところで、石綿新法の特別遺族給付金事案については、上述の申し入れでも触れているように、「資料がない」場合の対処について、特に肺がんのケースで大きな問題があるということが、つとに指摘されてきた。

今回は、石綿肺事案で同様の問題が発覚したわけだが、過去の時効救済不支給事案については、不適切な不支給決定が行われていないのかどうかの点検、見直しを早急に行うべきである。沖縄労働局では、沖縄労働安全衛生センターの申し入れに基づいて見直し作業が行われた経緯があるが、全国的に行われてはいない。

北海道局は、これを契機に、過去の不支給事案についてチェックを実施することだった。

最後に、この問題が重大であることを推測できる数字を紹介する。

石綿被害を受けながら労災認定を受けないまま時効で請求権を失ってしまった死亡事案の「救済」が石綿新法（石綿救済法）に盛り込まれ、2006年3月27日に施行以後、2008年度末までに表1の件数が認定されている。

認定率（支給決定件数／決定件数×100）をみると、中皮腫が89.7%に比べて、肺がんは51.4%と極めて低くなっていることがわかる。（労災保険法の状況



表2 労災保険法に石綿疾病の保険給付の請求・決定状況

疾病	区分	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	計
肺がん	請求件数	61	701	877	591	643	2873
	決定件数	61	277	1055	623	612	2628
	うち支給決定件数	58	213	783	502	503	2059
中皮腫	請求件数	149	1082	831	537	627	3226
	決定件数	131	556	1140	560	607	2994
	うち支給決定件数	128	502	1001	500	559	2690
良性 石綿胸水	請求件数	2	20	20	25	24	91
	決定件数	2	4	27	27	30	90
	うち支給決定件数	2	2	26	24	29	83
びまん性 胸膜肥厚	請求件数	3	23	56	43	32	157
	決定件数	1	6	65	47	39	158
	うち支給決定件数	1	4	48	37	24	114
計	請求件数	215	1826	1784	1196	1326	6347
	決定件数	195	843	2287	1257	1288	5870
	うち支給決定件数	189	721	1858	1063	1115	4946

注1 決定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

注2 特別遺族給付金(石綿救済法)は含まない。

は表2)

肺がんの認定率は2006年度48.2%、2007年度58.3%、2008年度63.1%と3年間で上昇している点は、上述した「質疑応答集」における本省の指示が影響している可能性がある。

労災保険法では、遺族補償給付の請求権は、死亡の翌日から起算して5年を起源とし

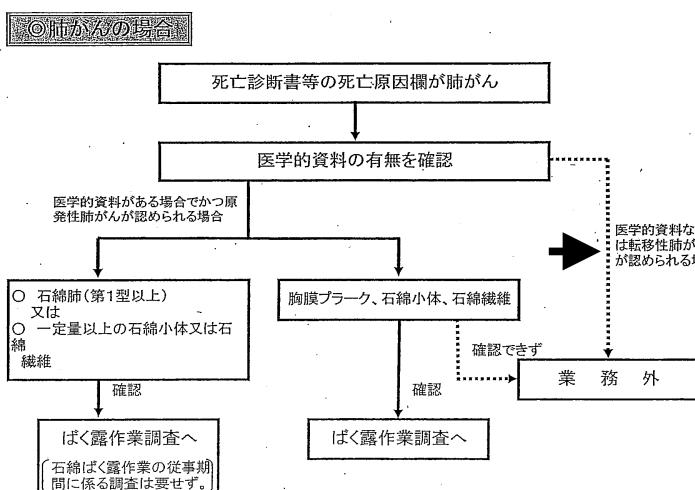
ている。つまり、5年目の命日の24時に時効で請求権が消滅する。診療録の保存義務は5年、レントゲン写真はこれより短いので、時効をむかえてしまった事案については、医療記録が全くないことが十分にあり得る。

実際、石綿救済法施行後に全国の労基署に配布された実務マニュアルには、肺がんの場合、医学資料がない場合は業務外とな

ることが明示されていた。

その後、上述の「質疑応答集」が出たが、指示が徹底していたのかどうか大いに疑問であり、現に北海道ではAさんの事件が起きていた(Aさんの場合は、表1では、2007年度の列の下から二つ目の(17)の中に含まれる。()は対象疾病でないことから不支給決定したもの)。

過去の「資料なし」不支給事案の見直し・点検が全国的に必要だ。



*医学的資料とは診療録、病理組織検査記録等をいう。

はつりじん肺訴訟原告に聞く その6

いよいよはつりじん肺訴訟原告インタビューの最終回です。裁判でも毎回原告の方が、意見陳述を行い、はつり作業やじん肺のことなど裁判への思いを話します。第2回期日は6月3日です。植田さん、小橋川さん、徳田さんの3人が意見陳述を行います。裁判後は支援集会も開催します。ぜひ傍聴と集会参加をお願いします。

◆6月3日（木）15時～16時

大阪地裁 大法廷202

◆裁判支援集会 16時～17時

中之島公会堂 地下会議室

●新垣実さん

プロフィール：

1949年3月22日生まれ、大阪府出身、じん肺管理区分管理3イ

－じん肺になって週に何回病院に通っているのですか。

週に4回か5回ちやうか。

－はつり作業を始めた年は？

17歳のとき。昭和42年。

－ずいぶん若いときからしていたんですね。

　そうやな。遊びたい盛りやったけどな。父親がやつとったし。母方の祖父もやつとつたから。



新垣実さん

－家族の方ではつりをされている方が多いのですか。

　どうかな、半分くらいやろ。

－お父さんと一緒にお仕事されたことは。

　なんかアルバイトとか応援とかで一緒に作業したよ。

－はつりをずっとされていたんですね。別 の仕事をすることは考えなかったのですか。

　いやいや、周りがみんなはつりをしていましたから、小さいときからわかつとったもん。3年くらいたって職人扱いになったな。

－当時の給料はどれくらいでしたか？

親方によって違うやろけどな。一人前で1200円とか1300円とか。新入りが700円くらい違ったかな。残業したら残業手当、早出したら早出手当。あと運転手には運転手当…。でも今やつたら新米も先輩も同じ値段。それに昔は先輩後輩がはっきりしてたけど、今は先輩が叱つたらすぐに「辞めます」やからな。

一人手確保が最優先、ということですね。

●始めた頃のはつり作業

一昭和42年頃というと手ばつりだったでしょう？

そうそう、手ばつり。

一仕事をどうやって覚えましたか？

教えてもらって、見て覚えて。最初は簡単にはいかへん。手ばつりいうてもノミを自分で作って。ハンマーも一人前の職人やつたら三貫目(11.25Kg)のところを新入りは二貫八百くらいから始めて。それも柄の部分を自分で作る。

最初は手をよく打って、手袋なんか外されへん。新入りは手を打ってなんぼやつたね。慣れたらそっぽ向いて打てるようになるねんけど。

一機械はまだ出てきてなかった？

いや、機械はその時分からあってんで。電気のコンプレッサがあって、当時は1日前に運送屋が取りに来て、現場に運びおる。3年か4年してからエアが出てきた。それから、昔はトラックに積まずにけん引してた。

一現場は自転車で行けるところばかり？

遠いところは高槻とか、南の方だったら堺とか。

一どれくらい時間が必要ですか

1時間以上かかったかな。

一仕事を終えてまた1時間かけて帰るんですか？

そんなときは、監督も時間にうるさくなかったけどな。ゼネコンなんかは「だいたいこれくらいの時間で」と指示してきたけど。

一工期なんかあまりうるさくなかったんでしょうか？

監督もはつりの費用を気にせんかったんぢゃうか。

一元請が厳しくなったのはいつ頃から？

大阪万博前後とちがうか。ヘルメットとかマスクとか出始めたのもそのあたりぢゃうかな。マスクと言っても、完璧なマスクなんか今でもない。人間みんな顔の骨格が違うやろ？完全に密着できるわけないやんか。特に密閉された現場なんかではマスクをしていても、必ずマスクの隙間を見つけて入ってくる。

一密閉された現場というと学校のトイレ改修などですか。

ああいう現場は目張りを貼ってほこりが外に出ないようにしてるやろ。狭いところで作業をするから、集塵機があったとしても何の役にも立たん。8時に入って10時の1服で出てくるときにはマスクのフィルターもほこりが詰まっているし、口や鼻のまわりもほこりで汚れとる。

一印象深い現場は？

やっぱり第三ビルの地下での作業。ここで1年通ったけど、どこの業者も嫌がる現場やつた。

一トンネル工事なども多いですよね。

うん、トンネルとかシールドとかな。ああいうところも空気が悪いで。トンネルなんかは発破もするやろ、200 メートルから 300 メートル向こうからでもほこりが来るから。

シールドでは電気チッパーを持って、体を台車に乗つけて狭いところ進んで。狭いところでチッパーを使うから耳鳴りが止まん。ほんで耳も悪くなつた。

—地方でのトンネル内作業では泊まりがけでは？

無人駅の近くに飯場があつてな。駅前にはなんもあらへん。トンネルなんか徹夜で作業しても 5 メートルくらいしか進まへんから、4、5 日そこにおいてまた別のところ行って。また来てくれと言われてまた 4、5 日行くような作業の仕方やつた。

—しんどかった作業は？

天井の逆ばつり。上からブレーカー吊るしてな。

—裁判の感想を

なんか…見た目に息苦しかつたな。

—被告の代理人が30人以上いましたから…最後にこれからのお意込みをお願いします。

ほこりが充満した現場で何年もはつりしてんねんから。鉄筋回りや密閉された狭い現場で作業したせいで耳鳴りが止まらなくて耳も悪くなつた。それなのに被告は、「現場行つた証拠を出せ」って…。みんなと一緒にがんばらないとな。

●福本隆一さん

プロフィール：

1952 年 2 月 9 日生まれ 大阪府出身、じん肺管理区分管理 3 口

—最後は福本さんに締めていただこうと思ひます。福本さんははつり歴が長いですね。

18 歳のときからやつたかな。新聞広告を見て応募した。昔はつりをしていた人に「はつりするんやつたら紹介するで」と言われてたけど、そのときまではつりって何のことかわからんかった。

—若いときからされていたんですね。

まわりは 40 歳くらいの人が多かつた。若い人は少なかつたな。それでも比較的若い先輩に久しぶりに話をしようと思って連絡取つてみたら、みんな亡くなつててな…。

—初期の頃の話をお願ひします。

当時は手ばつりやつたね。最初の頃はハンマーで手を叩いて。青紫色になって腫れて…。

—慣れるまでどれくらいかかりましたか

まともに叩けるようになるまで 1 年か、もっとかかるんちゃう？ 手えどつくから、最初の頃は力入れて叩かれへんかったで。

—ノミも焼いていたのですか。

ノミも朝、叩かないかんし。それを 20 本くらいカバンに詰めて担いで…。次の朝は使つた分だけまた焼いて。ノミ焼きも難しいで。焼きが入つてなつたら先が曲がるから。焼きすぎたら折れるし…。最初は先輩が焼いてくれてたわ。自分でやつたら叩き方が下手やから、先が針みたいに伸びて



福本隆一さん

しまって。そのまま使ったら折れるから使い物にならへん。結構、ノミも短くなるまで使うもんやで。短い方がよく割れるから。

－エア工具が出たころの話

当時はコンプレッサを現場に置きっぱなしにして。最初は車で引っ張って現場を持って行くねんけど、そんとき途中で車が軽くなつて。後ろでガタガタ言わんようなつたなあって後ろ見たら繋いでたのが外れて向こうでお辞儀しとんねん。あんなもん、下りの坂道でなつたらえらいことやつたで。

－よく覚えている現場は？

う～ん…。車を運転して現場に行つとつたらもっと覚えてんねんけど。応援で行くことも多かつたし。地下とか多かつたなあ。どこやつたか、天井をはつるんやけど、足場

がないねん。監督が、「ハシゴ登つて作業せえ」ってな。チッパー持つてるのにハシゴ登つて作業って。地下で「壁抜き」って言うて、1メートルなんぼもあるような壁をぶちぬくときなんか3班か4班で現場に入つて行くねんけど、ブレーカーでなんぼはつつても終わらへん。

●じん肺になったとき

仕事中にしんどなつて。仕事を途中で止めて、下でへたつとつた。

それから気胸を2回やつた。元気そうに見えるけど、結構たいへんやねんで。

－裁判に参加した感想は？

いや、緊張して、あんまり覚えてないねんけど。

－最後に、今後の裁判に向けて一言。

現場では監督から言われたとおりに作業するだけやつたからな。現場に入ったら監督がやってくるのを待つて、指示受けて、あとはその通りに作業するだけで。

難しいことは言われへんけど、はつりやって、ほこりを吸つて病気になつたんで。胸も痛いしどないかしてください。

インタビューは今までですが、今後も機関誌で裁判の経過など紹介します。ご支援・ご協力をお願ひします。

連載 それぞれのアスベスト禍 その4

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子

私のアスベストショック10年史

5月19日、泉南アスベスト国賠は大きな勝利判決を勝ち取った。幸運にも傍聴席に入れた私は、この歴史の一瞬を目の当たりにする事が出来た。

「被告は・・・金員を支払え」と裁判長が言った瞬間に「勝った！」と思い、続いて個々人への支払い金額が読み上げられると、メモを取りながら涙が溢れてきた。名前と金額を聞くとその方の顔が浮かんできて、発病からの長い歳月と裁判闘争のご苦労が少しでも報われた様な気がした。しかし、最後の方で思いもよらない言葉を聞き愕然とした。それは既に周知されているように、環境被害の2人が排除された事だ。後の報告集会でも、多くの人が「勝利」と歓喜している中で私は釈然としないものを見えた。集会後に、マスコミ関係のBさんに会った。彼は「おかしい。この判決を勝利判決とするのはおかしい。」と憮然として疑問を呈していた。Bさんはクボタショックが起きた当初から熱心に取材をしてきた方だったから私と同様釈然としないものを感じていたのかもしれない。

私が初めて「アスベスト」という言葉を認識したのは10年前の3月15日だった。

その少し前の1月のある日、夫は大量の胸水が発生して急きょ入院し、検査の結果「アスベストが原因の疾病」と告げられた。この時から私のアスベストショック史が始まった。火力発電所の下請け会社に勤務していた夫は仕事でアスベストを使用し、それが原因で肺がんを発症した。労災申請するも、不支給決定・棄却と相次ぎその中で労働局の審査官から言われたのは「発電所で多くの人が働いているがこの様な病気になつたのは古川さんだけです」という信じられない言葉だった。その様な中、多くの方に助けて貰って夫が死亡する直前に労災認定は叶つた。ちなみに、2005年の労災認定事業場発表時でその会社での石綿労災の認定者は夫だけだったが、その後の発表では認定期数が増えている。

次に起こった私のアスベストショックは5年前の「クボタショック」だった。そして今回は「泉南国賠ショック」だろうか。この様に、10年間に3回の大きな節目を経験した。次に来る私のアスベストショックはやはり5年後だろうか。また、次のアスベストショックはどの様なものだろうか、と想いを馳せた時に「5年後では遅い」と思った。何故なら次の大きな節目は、今回の判決で積み残した課題を解決する時だからだ。泉

南原告の岡田陽子さんが「何時までかかるのか」とインタビューで語っていた。判決によると「現在の重篤な呼吸障害の原因が石綿粉じん曝露によるものであると認めることはできない」とされた。確かに「疾病」という入口で排除されたが、これはかねてより環境省がいっている「近隣曝露で石綿肺は起こらない」という事の裏付けになってしまふのではと懸念する。更に、近隣曝露の知見確立は1989年としていることは、問題だ。かつてクボタの社長が「塀の内と外を区別しない」と語ったが、今回の判決は工場の塀の内と外を分断した。工場内で大量の粉じんが発生したならば当然外にも漏れていける可能性は否定できないのに、1989年まで近隣曝露の知見が確立されていなかったというのはおかしい。

判決の翌日は午前10時半から厚生労働省前での要請行動、そして午後からの1000人集会と続いた。降りしきる雨の中を東京土建の宣伝カーの上でマイクを持った私は、ある想いが頭をよぎった。それは患者と家族の会が出来るもと前の2002年5月20日に行われた、石綿対策全国連の厚生労働省交渉だ。この交渉の場には全国の被害者・家族が集り、初めて国の担当者にその声をぶつけた。日々に語られる苦しい闘病生活と、無念の死を遂げた被害者遺族の訴えに厚生労働省の担当者の中には涙するものもいた。当時の坂口厚生労働大臣が原則使用禁止を検討するという意向を表明したのは、その1カ月後の6月28日のことだ。その交渉の中で被害者から「国は謝罪をしてほしい」と強い訴えが有った。しかしクボタショック

後も国の対応は「国に不作為は無かった。よって国に責任は無い。」との一貫した姿勢を取ってきた。それが19日の判決で国の不作為を認めたのだ。先にも書いたように、環境の方たちを棄却した事は納得のできる判決では無いが、石綿問題を訴えてきた私達にとっては大きな前進であることは間違いない。今はただ、国が控訴をしない事を祈るばかりだ。そしてそのうえで被害者救済の全面解決を早期に実現させたい。私の「アスベストショック史」の次の大きな節目は「石綿公害」としての認定であり、労働者・環境被害者という枠を超えた救済制度の設立だと確信している。

判決後に裁判所の外に出たら、門の所でカメラを持って待機していた片岡さんが「良い事なかつただろ?」と言ったように記憶している。私は堰を切ったように片岡さんに判決の不満を述べた。一緒に判決を聞いていた尼崎支部の矢木龍八さんもしきりに憤慨していた。彼は帰路についてからも、近隣曝露の知見のことを言っていたと後で聞いた。泉州の夜空に「国賠勝訴」という大きな花火が打ち上げられた。するとその閃光の眩しさで影の部分の暗闇は更に暗く見えにくくなる。今まさに、見えにくくなっている部分の被害者と共に今後の運動の展開をしてゆかなければいけないと感じている。



アスベスト報道ダイジェスト 2010年4月

- 4/1 紙排水配管工事の現場監督で、肺がん死した男性の遺族3人が31日、西原衛生工業所を相手取り、約8500万円の損害賠償を求める訴訟を大阪地裁に起こした。男性はは80年に同社に入社し、工事の現場監督として勤務、05年10月、肺がんと診断されて退職し、06年11月に労災認定され、06年12月死亡した。
- 4/8 佐賀県の唐津市教委は市立久里小と西唐津中、竹木場公民館からクリソタイルが検出されたと発表した。学校での飛散は確認されていないがビニールで覆い、公民館は使用禁止措置とした。いずれも今年度中に除去工事をする。
- 4/21 アスベスト粉じんの対策が不十分だったため、石綿肺や肺結核にかかったとして、車両部品製造会社「渡辺工業」に、元従業員の松本ケイ子さんと長女が計3630万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が大阪地裁であった。裁判長は「自らの仕事を犠牲にして、寝起きりの母親の介護を余儀なくされた」として、介護していた長女への慰謝料110万円を含め、計2400万円の支払いを命じた。アスベスト関連訴訟で介護に対する慰謝料が認められたのは初めて。松本さんは同社で昭和39年から約21年間勤務し、車両のクラッチ部品を削って研磨する作業に従事。部品には石綿が含まれ、研磨の際、石綿粉塵が飛散していたが、同社は石綿の危険性の告知やマスク着用を指導していないかった。松本さんは泉南アスベスト国賠訴訟の原告も兼ねている。
- 4/22 滋賀県内の公立小に勤めた男性教諭が中皮腫で死亡したのは体育館の天井から飛散したアスベストを吸ったためとして、遺族が公務災害認定を求めていた事案で、地方公務員災害補償基金審査会が先月、教諭の疾病は公務に起因する公務上災害だと認定する裁決を行っていたことが分かった。教職員が学校でのアスベスト被害で公務上認定を受けるのは全国初。男性は73年から3年間、旧甲西町(現湖南市)の町立岩根小で体育を教えた古澤康雄さん。01年秋に悪性胸膜中皮腫と診断され、翌年4月に56歳で死亡した。妻は05年同

基金県支部に公務災害認定を請求したが、支部は「公務外とした。審査請求を受けた県支部審査会も追認し、中央審査会に再審査を請求していた。中央審査会は3月29日付裁決で、体育館は使用頻度が高く、天井にボールが何度も当たり、相当量の石綿が飛散していたマ床に落ちた石綿も再飛散していたマ体育担当で体育館に長時間滞在していたなどと判断。古澤さんの疾病は体育館での勤務を通じて石綿にさらされたことが原因と認定し、支部と支部審査会の判断を取り消した。

阪神大震災に伴うがれき処理に従事した神戸市の男性2人が、アスベストを扱う業務だったとして石綿健康管理手帳を兵庫労働局から交付されたことがわかった。倒壊建物のがれき処理では石綿被害が懸念され、支援するNPO法人「ひょうご労働安全衛生センター」は「震災のがれき処理を巡って手帳が交付された初のケース」としている。2人は無職男性と自営業の男性。いずれも95年7月から同市中央区のポートアイランドで、1年2カ月と1年9カ月、作業に携わった。

4/23 アスベストを建設現場で吸い込み健康被害を受けたとして、患者となつた首都圏1都3県の労働者176人の本人や遺族の計183人が、国と建材メーカー44社に対し、患者1人当たり3850万円の損害賠償を求めて東京、横浜両地裁に提訴した。2008年に起こした集団訴訟に続く第2次提訴。係争中の1次訴訟と合わせ患者数は計388人となった。

4/29 石綿の健康被害を受けた京都府内の建設労働者や遺族らでつくる「京都建設じん肺・アスベスト被害者と家族の会」の結成総会が、京都市南区で開かれた。同会は、被害者同士の交流や国への賠償訴訟を視野に入れた活動を行う組織として、労災認定を受けたり、申請中の被害者ら19人で結成した。全京都建築労働組合が主体。京建労が組合員を対象に実施した健康診断では、1万5007人中、223人がアスベストを原因とする中皮腫などと診断されたという。

安全センター情報

全国労働安全衛生センター連絡会議の機関誌「安全センター情報」は、運動・行政・研究など各分野の最新情報の提供、動向の解説、問題提起や全国各地・世界各地の状況など、他では得られない情報を満載しています。

●購読会員:10,000円(年度単位4月から翌年3月)

●申し込み:Tel 03-3636-3882/Fax:03-3636-3881 E-mail:joshrc@jca.apc.org

URL:<http://www.jca.apc.org/joshrc/>

韓国からのニュース

■『環境美化労働者の洗う権利保障』キャンペーン

民主労総は4月を『労働者の健康権奪取闘争の月』と宣言し、13日に国会で環境美化労働者の洗う権利保障国民キャンペーン団発足討論会、15日に全国同時多発国民キャンペーンを行うなど、持続的なキャンペーンを続ける。

民主労総は、国際労働団体が毎年4月28日を『労災死亡労働者追慕の日』と指定して様々な行事を行うに参加し、2002年から4月を『労働者の健康権奪取闘争の月』と決めて、討論会、キャンペーン、集会などをやってきた。

民主労総は2008年に行った『立って働くサービス女性労働者に椅子を置くキャンペーン』に続き、今年は2次の活動として『環境美化労働者に洗う権利を保障する国民キャンペーン』を行う。

民主労総は環境美化労働者を調査した結果、「ホコリのために息がつまった経験」について、『一度もなかった』という回答が12%にしかならず、『1日に3回以上息がつまった経験がある』という回答が42%にもなったとした。また、全国50事業場の1055人に対するアンケート調査の結果、「退勤する時、仕事をしたまま、洗わず、服も着替えず家に帰る」という回答が55%にもなり、「会社でシャワーして服を着替える」という回答が13%、「会社で顔を洗って服を着替える」という回答は10%にしかならなかったと話した。

民主労総は「環境美化員はまともに顔を洗うこともできず、作業服のまま家に帰る状況」と指摘し、4月13日に国民キャンペーン団の発足と、15日に全国同時多発国民キャンペーンによって、このような現実を知させていく計画だと話した。

また、民主労総は「イ・ミョンバク政府の執権以後、職業性疾病に対する不承認が増加している」として、「特に脳心血管疾患は、労災申請の15%しか承認されていないのが実情」と話した。更に「イ・ミョンバク政府を糾弾し、労災保険業務処理の執行機構である勤労福祉公団を糾弾する闘いを展開する」と付け加えた。**2010年4月5日 民衆の声 チャン・ミヨング記者**

■三星LCDの退職労働者、労災審査請求

三星電子LCD事業部で仕事をして脳腫瘍に罹った退職労働者が、勤労福祉公団に産業災害の審査を請求した。三星半導体労働者と遺族が、産業災害を認めるように行政訴訟を進めているなかで、公団の決定に関心が集っている。

三星電子LCD事業部キフン工場で働いて退職したハン・ヘギョン(32)氏は12日、公団に審査請求書を提出した。ハン氏は1月に公団から、最初の療養手当申請に対して不承認の処分を受けている。

半導体労働者の健康と人権を守る『パンオルリム』によると、ハン氏は高等学校3年に在学中だった95年にキフン工場に入社し

た。LCDモジュールと生産職オペレーターとして6年間働き、鉛成分が入ったソルドクリムと有機溶剤のイソプロ필・アルコール(IPA)、アセトンなどを扱った。三星電子LCD事業部は、2002年に協力業者に売却された。

ハン氏は入社3年目の98年から月経がなくなり、顔と首に激しいにきびと紅斑のような皮膚疾患が発生したと話した。ハン氏は無月経が続いたため、入社して6年目になる2001年8月に退社した。退社の2~3年を過ぎた頃から、前がよく見えず平衡感覚がなくなる症状が現れ、2005年に小脳部脳腫瘍の診断を受けた。当時、脳腫瘍除去手術を担当した医師は「脳腫瘍の深さから見れば、7~8年前に発病した脳腫瘍」と所見を話した。ハン氏が三星電子を退職する前に、すでに脳腫瘍が発生していたということである。ハン氏は脳損傷のため、視力・歩行・言語のすべてで障害1級の判定を受けたが、経済的な困難のためリハビリ治療もまともに受けられなかつた。

公団は昨年5月、韓国産業安全保健公団に疫学調査を依頼したが、公団は鉛の曝露レベルが癌を起こすほど高くはなかったと推定した。

『パンオルリム』たちはこの日公団関係者に会って、「疫学調査の過程で現れた問題点が、繰り返されないための方策が準備されなければならない」と要求した。公団関係者はこれに対し、「労災審査委員会が構成されれば、担当者との面談を斡旋する」と答えた。**2010年4月13日 民衆の声 チョ・ヒヨンミ記者**

■疑惑解消『見学』?に終わった半導体ラインの公開／三星電子半導体キフン工場

15日前、京畿道龍仁市キフン区の三星電子半導体キフン工場に外人記者を含む90人余りの記者が集まつた。三星が労働者たちの相次ぐ白血病の発病で非難が高まり、この日半導体の工程を公開することにしたからである。

7組に編成された記者は午後12時40分頃、5ラインに入った。先に更衣室で防塵服に着替えた。キフン工場の女性労働者が着替えるのを手伝つた。「眉毛と髪の毛が外側に絶対出てはいけません」。

頭から爪先まで覆う防塵服と防塵靴を履いて、マスクを付けた。三星電子側は女性記者には一切化粧をしないでくれと頼んだ。実際、日除けクリームを塗つて来たある女性記者は出入りを拒否され、マニキュアも消さなければならなかつた。防塵服はホコリを遮断し、静電気を防止する装備である。化学物質やガス漏出事故とは関係なさそうに思えた。30秒間エアーシャワーにかかつた後、工場内部に入ると黄色の蛍光灯が眼に入った。労働者たちもやはり記者たちと同じ防塵服を着ていた。半導体が光に敏感に反応するため、光の反応を最小化する照明を使うと言つた。

■1~3ラインと比較不可能な5ライン

半導体の工程は主に女性労働者が仕事をするワーキング・エリアと、エンジニアが設備を扱うサービス・エリアに分かれている。当初ワーキング・エリアだけを公開する予定だったが、特に公開を求める記者には

サービス・エリアも公開された。しかし実際サービス・エリアで作業をするエンジニアの姿は見られなかつた。配管状態を確認できる地下室でも同じだつた。物質安全保健資料(MSDS)は、工程の中間にファイルされてゐた。最近の更新日は2005年だつた。

この日記者たちはディフュージョン(拡散)・フォト工程などを遠くから見ることになつたが、労働者が化学物質を手動で洗浄する作業は見られなかつた。5ラインは、製品を他の工程に移す作業以外のすべての設備が自動化されているためだ。そして40分余り防塵服を着ているだけでも、とても苦しかつた。頭もずきずきした。二重にはめた手袋の中は湿気が一杯だつた。5ラインの入口では正体が分からぬ薬品の臭いがした。昼休みを除いて一日中立つて仕事をする労働者が、座つて休める椅子もなかつた。会社側は「作業中でも、希望すれば休憩室に行くことができる」と話した。

5ラインに入る前に行われた会社側の『半導体製造工程説明会』で記者たちは、疾患者が主に1~3ラインで発生した状況から、5ライン・Sラインを公開するのは意味がないという点を何回も指摘した。これに對して助手の三星電子半導体事業部メモリー担当の社長は、「1・2ラインは2006年以前に他の工程に変更され、3ラインは2次疫学調査の完了後の2009年3月にLEDラインに変更された」。「以前の3ラインと最もよく似たラインは5ライン」と話した。更に「3ラインで使つた設備はそのまま保存しており、求めがあれば公開できる」と話した。

■記者たちの反応は「予想通り…」

5ラインと最新の自動化設備を整えたSラインを見回した記者たちの反応は、「やはり」であった。数年前に使われた設備と比較することもできず、専門家でない以上、問題点を見付けること自体が不可能だつた。会社は5ラインで11年間働いたチョン・エジョン氏の参観さえ拒否した。昨年の国政監査で論議になったソウル大産学協力団の報告書を公開しない理由についても、返事を避けた。コンソーシアムを構成して再調査するといった程度の考え方を明らかにしただけである。

この間に公開された前・現職労働者の陳述と食い違う回答もあつた。故ファン・ユミ氏の疫学調査で、11年間キフン工場で働いて退社したあるエンジニアは、「すべてのことを最大限のスピードで処理しなければならないので、安全装置が解除されていることが非常に多かった」と述べたが、三星側はこの日「有り得ないこと」と否認した。

三星は最近、化学物質の危険性研究と作業環境力学研究などのために、博士4人・修士5人で構成された健康研究所を開設したと明らかにした。しかし職員の福祉の次元からでも労働者の労災を認めることができるのでないかとの質問には、「労災は会社ではなく、勤労福祉公団が判定すること」と話した。

最近のイ・ゴンヒ会長の経営復帰後、三星は一切の疑惑を解消するとして、積極的な動きを見せている。しかし、労災と認められない労働者と遺族の苦痛は、依然として現在進行形だ。**2010年4月16日 民衆の声 チョ・ヒョンミ記者**

(翻訳: 中村 猛)

4月の新聞記事から

- 4/2 大阪労働局は職場の女性職員に酔ってセクハラをしたとして、公共職業安定所で課長級の統括職業指導官だった男性職員を1か月の停職処分にした。男性職員は当時、所内のセクハラ相談員。
- 4/7 都の公立学校教職員に精神系疾患での休職が急増しているため、都教育委員会が職場復帰に向けた本格支援プログラムの作成に着手する。全国教委では初の試み。従来の精神科医任せによる診察や指導だけでなく、臨床心理士や復職アドバイザーラを中心とした復帰訓練を実践する予定で8月から。名称は「リワークプラザ」。復職チームが個人に合わせた復帰プログラムを作成し、復帰訓練を都教委の訓練命令として出す。「学校訓練」は原則3カ月間、復帰訓練終了後には、都教委や区教委の幹部、精神科医、復職アドバイザーラ復帰の可否を合議する。終了判定などに不服がある人は、新たに発足させる休職復帰審査会で協議することにしている。
- 北海道立千歳高校の男性事務職員が「上司からパワハラを受け、退職を強要された」と訴え、道教委が退職を撤回していた。内示後の退職を撤回するのは極めて異例。男性は学校施設を整備する公務補だったが、08年度から民間委託に伴い事務職に職種変更、慣れない仕事にミスを重ね、事務長から「この仕事が年内にできなければ、退職届を持ってこい」と退職届の提出を求められた。
- 上司のパワハラを告発した後の雇い止めは不当として、埼玉県の女性がカシオ計算機や派遣先などに、社員としての地位確認や賃金、慰労料の支払いを求めて東京地裁に提訴した。女性は03年12月から系列会社に派遣され、電子辞書のテストなどを担当。昨年4月に上司からのコンサートの誘いを断つて以降、コップ洗いなどの雑用も指示されるようになり、派遣元に苦情を伝えたりと、同9月に雇い止めとなつたという。
- 4/10 タイ政府は首都バンコク中心部で反政府集会を続けるタクシン元首相派組織「反独裁民主戦線」を強制排除、軍や警察部隊とデモ隊との大規模な衝突に発展し、ロイター通信の日本人テレビカメラマン、村本博之さんを含む民間人7人と兵士6人の計13人が死亡、521人が負傷した。
- 4/14 2005年4月の尼崎JR脱線事故で死亡した高見隆二郎運転士の遺族が、天満労働基準監督署に労災認定を申請する手続きを進めていたことが分かった。
- 4/15 松江市の島根原発1、2号機で発覚した点検漏れ問題で、中国電力の緊急対策本部で原因調査に当たっていた同社電源事業本部の男性部長が13日に飛び降り自殺を図り、死亡していた。
- 時事通信社の政治部記者森田一樹さんがH9年に糖尿病の合併症で死亡したのは過重労働が原因だったとして、遺族が国に労災認定を求めた訴訟の判決が東京地裁であり、裁判長は遺族の訴えを退けた。死亡前半年の1カ月の平均時間外労働は約134時間で過重労働と認めた一方、「どのようなストレスが糖尿病を悪化させるのかなど、医学的知見がない」などとして、過重労働と死亡の因果関係を認めなかつた。
- 宮城県塩釜市の運転手早坂勇希さんが08年に自殺したのは、長時間労働が原因として、妻が出した労災申請について、宮城労働者災害補償
- 保険審査官は仙台労働基準監督署の遺族補償年金不支給決定を取り消した。労基署は自殺前約半年間の時間外労働を月平均60時間としたが、審査官は待ち時間なども労働時間とし、時間外労働は100時間前後、毎月の拘束時間は300時間を超え強い心理的負荷があつたとした。
- 4/16 愛知県豊川市の家電量販店で働いていた心臓障害がある小池勝則さんが死亡したのは過労が原因として、妻が遺族補償年金を不支給とした処分取り消しを求めた訴訟の控訴審判決で、名古屋高裁は請求棄却の一審判決を取り消した。判決理由で「身体障害者の労災適用の判断基準は当該労働者を基準として個別の事情を考慮すべきだ」との判断を示した。
- 職場でのセクハラを指摘した後に解雇されたとして、「プラダ」の日本法人「プラダジャパン」元部長の女性が地位確認などの請求を退けた東京地裁の労働審判に異議を申し立てている。元部長側は今後、地裁に準備書面を提出し、民事訴訟に移行する。元部長は昨年3月に日本法人に就職。9月に人事部長から「髪型をえらべろ」「やせろ」と指摘を受け、本社に報告したが、今年3月に解雇を通告された。
- 4/20 大阪府吹田市立中央図書館北千里分室の改装後にシックハウス症候群になったとして、非常勤の司書の女性3人が、労災不認定処分の取り消しを求める訴訟を大阪地裁に起こした。図書館分室の改装工事直後の14年3月から3人は体調不良となり、7月に化学物質過敏症と診断された。3月に高濃度のトルエンが検出されていた。3人は2~5カ月間休職。茨木労働基準監督署に労災を申請したが、19年1月に不支給、再審査請求も21年11月に棄却。正職員2人も20年8月に公務災害認定を求め提訴した。
- 交通事故などで脳に特異な損傷を負う軽度外傷性脳損傷（MTBI）について、長妻昭厚生労働相は参院厚生労働委員会で診断基準作成に向けた研究を始める方針を明らかにした。MTBI患者はMRなどて脳内の損傷が映りにくいため、「MRなどの画像所見が必要」と定める労災や自賠責保険では救済されず、多くは事故の加害者側に賠償を求めていた。
- 4/27 政府の自殺予防策が「うつの早期発見」と「精神科受診」に偏重し、精神科医による向精神薬の過剰投与が逆に自殺を招いているとして、自殺問題や精神保健医療に携わる市民団体が、厚生労働省に対策の見直しを求める陳情をした。「全国自死遺族連絡会」世話人の田中幸子さんによると、1016人の自殺者のうち701人（69%）が精神科による投薬治療中に自殺したことが分かった。医療機関は向精神薬を処方しなければ赤字になる構造があり、精神科受診率向上を求める自殺対策ではより、うつを招く社会的要因の除去に力を入れるべきだと求めた。
- 4/28 職場での「受動喫煙」の防止を議論する厚生労働省の検討会は、受動喫煙防止を「事業者の義務」にすべきとする報告書をまとめた。報告を受けた厚労省は、労政審議会での審議を経た後、早ければ来年の通常国会に、受動喫煙防止を事業者に義務づける労働安全衛生法の改正案を出す方針。